

第 63 回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成 28 年 10 月 24 日（月） 16:30～18:13

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 川崎茂

（委 員） 河井啓希、西郷浩

（審議協力者（有識者）） 熊井裕二、森下淳一

（審議協力者（各府省等）） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
愛知県

（調査実施者） 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室：藤本室長
ほか

（事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山企画官ほか

4 議 題 ガス事業生産動態統計調査の変更について

5 概 要

○ 平成 28 年 10 月 11 日（火）の統計委員会において行われた部会報告（平成 28 年 10 月 3 日・第 61 回）の際に示された委員長の意見について、部会長が対応を整理した後、第 61 回部会において指摘のあった事項について、調査実施者から追加の説明が行われ、引き続き、審査メモに沿って、未諮問基幹統計（基幹統計調査）としての確認が行われた。

○ その後、答申（案）の審議が行われ、その方向性については、おおむね了解が得られた。

これを受けて、答申（案）については、今後、部会長が作成した案を部会所属委員が書面で確認し、その後、統計委員会運営規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、書面による議事を行った上で部会における議決とすることとされた。

なお、未諮問基幹統計（基幹統計調査）の確認は、今回の部会審議で併せて行っているものの、変更事項そのものではないとの意見を踏まえ、その確認結果については、答申案とは別の形式で整理することとされた。

○ また、答申とは別に、調査横断的な事項として、集計結果を地域別等に公表する際の標準的な在り方等を政府全体で検討する必要性について、部会長メモとして、統計委員会に報告することとされた。

委員及び審議協力者からの主な意見は、以下のとおり。

（1）10 月 11 日の統計委員会で示された意見を踏まえた対応

- ・ 10 月 11 日の統計委員会において第 61 回の部会報告を行った際に委員長から示された意見を受けて、ガス事業生産動態統計調査（以下「本調査」という。）における都道府県別のデータ把握についての考えを述べる。

まず、現状において、都道府県内の供給者が1事業者のみというところが少なくなく、調査実施者が懸念されている秘匿の問題はあるかもしれない。しかしながら、その後、日本ガス協会から発行されている「ガス事業便覧」の中で、既に都道府県別の供給状況が公表されていることを確認した。このため、都道府県別のデータ提供については、既に一定の必要性が認められていると考えるべきで、今後のガス小売全面自由化の進展に伴い、日本ガス協会に入会しない事業者も出現する可能性もあることを考えると、公的統計でこそ調べて公表すべきではないかと思う。

また、今回の調査計画のようにブロック別の実績のみ報告を求め続けることになると、二次的利用の申請をしたとしても、都道府県別や、ブロックの範囲を変更した組み替え集計ができない。現在は、地方経済産業局の所管地域ごとに集計することとされているが、経済財政諮問会議において、地域別集計における統計間の不一致による問題点が指摘されていることを踏まえると、都道府県別に把握することは、統計比較可能性、利用向上の観点から、必要性が高まるのではないかと思う。

したがって、都道府県別に把握する必要性自体は、否定できないと思う。ただし、前回の審議では、報告者の立場から負担が非常に大きいという意見が強かった。そのため、現時点においては、直ちに対応することは困難という整理ではないかと思う。

このように考えると、本部会での最終的な結論としては、「適当」ではなく、「やむを得ない」という方が適切であると、改めて考える。

については、本日の部会においては、この都道府県別の供給状況の把握について、答申案審議の中で、改めて議論したい。

(2) 前回の宿題事項、調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

- ・ 現時点においては、3年以上前のデータは遡って利用することはできないが、今回の変更で電磁的記録が永年保存されることは望ましいものと考えられ、調査票情報の保存期間及び保存責任者について、変更計画(案)のとおり、適当と判断したい。

(3) 未諮問基幹統計(基幹統計調査)としての確認

ア 基幹統計としての要件適合性

- ・ 本調査については、基幹統計の要件に適合しているものと整理したい。

イ 本調査実施の必要性

- ・ 法律上に報告徴収に関する規定がある一方で、統計調査も実施しているのは、本調査だけではないと思うが、本調査において、両者の役割分担が明確に整理されているのは、極めて重要である。したがって、報告徴収による情報収集で本調査を代替することはできず、本調査を基幹統計調査として実施する必要性は認められるものと整理したい。

ウ ガス事業の実態を踏まえた見直しの必要性

- ・ 日本LPガス協会の統計では、LPガス全体の供給量は把握できているが、末端の需要家の数や一戸当たりの需要量等までは、明らかにされていないことから、今後、

把握方法を検討していただけるとありがたい。

- ・ 日本LPガス協会として、都道府県別のデータ把握の必要性はあるのか。また、業界団体が調査をやめて、公的統計が引き続き把握する事例が見受けられるが、日本LPガス協会が実施する調査については、今後も継続的な実施が担保されているのか。
 - LPガスの販売量等の変遷を確認する必要性から、都道府県別の細かなデータを把握しているものと考えており、今後、ガスの小売全面自由化に伴い、ますます重要性が高まっていくものとする。このため、日本LPガス協会においても、直ちに、調査を廃止するようなことは考えていないのではないか。
- ・ 日本LPガス協会の都道府県別の統計情報については、今後のLPガス小売事業への参入に当たって、需要量等を把握するための目安となるものか。
 - その面もあるが、LPガスについては地域ごとに需要動向に差があり、特性の把握という面もあるのではないかと考える。
- ・ 「LPガス都道府県別販売量」には、本調査で把握されている簡易ガス事業によるLPガスの供給も含まれていると考えてよいのか。
 - そのとおりである。当該データには、家庭向けはもとより、タクシーの燃料や化学製品等の原材料等に使用されている分も含んでいる。
- ・ 先ほど、LPガスの小売事業者は約2万者あるとのことであったが、日本LPガス協会のデータは、事業者の全数を調査して把握しているものか。
 - このデータは、輸入業者（元売り）と精製事業者から把握した数字であり、これにより、LPガスの全量を把握しているものとする。
- ・ LPガスの供給過程における上流部分でデータを把握しているとする、用途までは把握できないのではないか。
 - 用途は把握しているが、末端の需要家数までは把握できていない。ただし、LPガスを供給するに当たっては、需要家数に応じた保険加入が義務付けられており、その保険を管理する団体の保有する情報から、おおまかな需要家数を推計することは可能である。
 - その団体における需要家数等の情報は公表されているのか。
 - 公表している団体もあれば、していない団体もある。
- ・ 現時点では、本調査と他の既存統計との間で一定の役割分担がある一方、本調査の対象にLPガスの小売業者まで含めて網羅的に調査を行うことは難しいと考える。このため、結論としては、現行の状況を「適当」としつつ、別途、全体像が把握できるような統計の充実について検討をお願いしたい。

(4) 答申（案）の審議

ア 本調査計画の変更

(ア) 調査の目的の変更

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(イ) 調査対象の範囲の変更

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(ウ) 調査事項の変更

- ・ 資源エネルギー庁が監修し、日本ガス協会から発行されている「ガス事業便覧」に掲載されている都道府県別のデータは、本調査とは別に、同協会が年に一度、事業者に対して調査（以下「協会調査」という。）を行って把握しているものである。本調査は、毎月10日を調査票の提出期限としているが、協会調査については、回答期間に余裕を持たせて行うことで、データの把握が可能になっている。また、一つの県に事業者が一つしかないような場合、個々の事業者に係る情報を開示することにもなるため、毎月ではなく、年に1回ということでの理解を得ているものと承知している。なお、ガス小売全面自由化後については、個々の事業者のデータの有用性が高まることから、情報の取扱いについては、今まで以上に事業者との調整が必要ではないかと考えている。
 - 協会が行う調査については、年度末時点の情報について報告を求めているものであり、年度明けの5月下旬に調査票を事業者に依頼し、7月下旬を提出の締切りとしている。このようにかなりの期間をとって調査を行っており、本調査のように月次で把握することは、事業者の記入負担からもなかなか難しいと思われる。
- ・ ガス事業便覧に掲載されている都道府県別の販売量等の情報は、事業者側から見れば、関心のあるデータと考えてよいか。
 - 関心はあるものとする。しかしながら、都道府県内に事業者が1社又は2社しかなければ、企業情報が他社に分かってしまうことから、その提供や公表に懸念を示す事業者もある。現行公表されている内容は、事業者の理解を得た上で、情報収集し、結果を公表しているものである。
- ・ ガス事業便覧における「供給区域内普及率」は、一般的な意味の「普及率」ではないと理解してよいか。
 - 普及率は、分母は供給区域内の世帯数、分子はメーターの取付数として算出している。取付数には、家庭用のほか、工業用・商業用等に用いられるものも含まれているため、結果的に普及率が100%を超える県がある。
- ・ 現時点では、本調査で調定数等を都道府県別に把握することは困難かもしれないが、ガス小売全面自由化の進展により、将来的には、公的統計として把握すべき事項であると考えている。年1回でも把握できないのか。
 - 都道府県別の把握は、作業上は可能と考えるが、事業者から協力は得られるのか。
 - 基幹統計調査として把握するとなれば、事業者としては、報告せざるを得ないのではないかと考える。ただし、都道府県に事業者が1～2社の場合には、秘匿の問題があり、その点は十分に事業者の意見を確認していただきたい。
 - ガス小売全面自由化により、県によっては、供給事業者が3社以上となる可能性があり、今後、秘匿処理が不要となる都道府県が増えるのではないかと考える。
- ・ ガス導管が整備されていなければ、県をまたぐようなガスの供給はできないのか。
 - 導管が繋がっていなくとも、ローリーで運ぶ等の方法により、供給は可能である。
- ・ 現行のガス事業便覧は、調査結果の公表について、理解を得られているものと理解してよいか。
 - 現時点では小売事業への参入は規制されていることもあり、現行の範囲であれば、

協力を得られていると理解している。

- ・ ガス小売全面自由化によって、都道府県によっては、供給事業者が複数となることが想定される。このため、①秘匿は必要ないという考え方と、②今以上に秘匿への要望が高まるという考え方の両面があるものと想定されるが、調査実施者としては、どちらの立場と理解すればよいか。
 - 両方あると考えている。新規参入事業者が少ないと考えられる地方においては、引き続き、供給事業者が1社又は2社のままであることから、秘匿の意識が強まると考えている。
 - 新規参入を促進する政策の観点から言えば、既存事業者から得られるデータにより地域の市場の需給状況等を公表することは必要ではないかと考える。
- ・ 結論としては、今回の変更についてブロック別の把握にとどまることはやむを得ないとしつつも、都道府県別のデータを把握する必要性はあると考えており、引き続き検討してほしいので、その趣旨の一文を追加するとともに、「今後の課題」でも触れることとしてはどうかと考える。

(エ) 調査事項の削除

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(オ) 集計事項の変更

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(カ) 公表の方法及び公表の期日の変更

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

(キ) 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- ・ 特段の異論がないので、変更案を適当とし、原案で了としたい。

イ 統計審議会諮問第307号（平成18年3月10日付け統審議第5号）の答申時における「今後の課題」への対応状況について

- ・ 特段の異論がないので、調査実施者の対応を適当とし、原案で了としたい。

ウ オンライン調査の推進

- ・ 特段の異論がないので、調査実施者の対応を評価しつつ、今後の更なる利用促進を期待したい。

エ 今後の課題

- ・ 調査事項の変更の部分における審議を踏まえ、今後の課題として、「今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者の記入負担や利用者のニーズにも留意しつつ、都道府県別の調定数等を年1回の調査事項として追加するなどの方法により、把握することについて検討する」といった旨の課題を付したい。詳細な文案については、

事務局と相談の上、速やかに確認していただくこととしたい。

オ 未諮問基幹統計（基幹統計調査）の確認

- ・ 未諮問基幹統計の確認については、効率的に審議を行う趣旨で、今回の諮問に併せて確認しているものであり、諮問とは別の位置づけと考える。これまでも、未諮問基幹統計の確認結果を、諮問に対する委員会の結論である答申の中に記載する扱いとなっていたのか。
→ 特に決まった形式はないと考えている。ただし、部会での審議結果は、何らかの形で残したいというだけである。したがって、答申案とは別に、メモを作成することも有り得ると考えている。
- ・ ガス事業に関する統計全体の在り方について、答申に盛り込めれば理想的であるが、あくまで本調査の変更に関する答申であることから、他の統計にまで踏み込んで記載することは適当ではないと考える。したがって、他の統計との関係にも議論が及んでいる未諮問基幹統計の確認については、答申と切り離して記載する方向で、文案については、今後、調整することとしたい。

（５）部会長メモについて

- ・ 今回の審議を受けて、政府統計全体に関する課題と認識した内容を、答申と合わせて委員会に報告するため、部会長メモを作成したい。詳細な文案は、改めてお示しするが、骨子としては、以下のような内容を考えている。

- 骨太の方針で、地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化が記載。
- 公的統計調査において、地域別の状況を把握する際には、都道府県別に報告を求める場合と、地域ブロックに集約して報告を求める場合があるが、地域ブロックの区分については、統一が図られていないと認識。
- 一般的には、①比較可能性の確保の観点や、②任意の地域ブロックによる組替集計の可能化から、都道府県別に報告を求めることが望ましい。
- しかしながら、報告者負担への配慮などから、直ちに改善できない場合がある。
- このような個別事情にも留意しつつ、都道府県別のデータ把握が推進されることを期待しつつ、集計結果の地域表章の標準的な在り方について、政府全体で検討する必要がある。

6 その他

答申（案）については、今後、部会長が作成した案を部会所属委員が書面で確認し、その後、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、書面による議事を行った上で部会における議決とすることとされた。議決された答申（案）については、平成28年11月18日（金）開催予定の統計委員会において、川崎部会長から報告することとされた。

なお、未諮問基幹統計（基幹統計調査）に関する確認結果及び部会長メモについても、部会長が案を作成して、部会所属委員に提示することとされた。

以上